

島根県松江市の知的障害者グループホームの現状と課題

植田康弘・山本剛志

1. 島根県と松江市のグループホームの変遷

知的障害者グループホームの制度はいつ制定され、また、島根県・松江市にはどのように普及してきたのだろうか。以下、時系列で概観していく。

戦後日本において、施設でも家庭でもない知的障害者の小規模な生活共同体として最も早いものは1960年代に誕生したとされている。その後、1970年代、滋賀県において、知的障害者が街中の小規模な住宅で暮らすという実践をはじめ、注目を集めた。1980年代には東京都、神奈川県でグループホームの制度が創設された。東京都、神奈川県の先駆的単独事業創設に呼応して、静岡県、滋賀県等でも類似の制度が生まれた。

その後、全国のいくつかの地域では先進的取り組みが見られたものの、自治体全体としての取り組みは必ずしも順調とはいえなかった。

知的障害者の小規模な生活の場の初期のものは、対象を就労している人に限定されていた。しかしやがて国際障害者年（1981年）前後になると、必ずしも就労を条件としないグループホームが、東京のいくつかの区で制度化され、先の神奈川県や東京都も制度改革を行い、利用対象者を広げた。こうして知的障害者支援の視点が、就労援助から地域生活援助へと移っていくことになる。

1988年、中央児童福祉審議会は、グループホームの制度化について厚生大臣に対して意見具申を行った（10月24日付）。また同年11月には、グループホームの制度化についての社説が「朝日新聞」と「毎日新聞」に掲載された。広く世間一般でも、知的障害者福祉の課題と今後の展望が論じられるきっかけができつつあったと言える。こうした動きを経て、1989年、国によりグループホームが制度化された（「知的障害者生活援助事業」）。

次に島根県における歩みを見ていく。1971年に国が制度化した通勤寮は、島根県では設置されなかった。また1979年に制度化された福祉ホームは、島根県では8年を経てから展開された。また、1988年、県は単独事業として生活ホームの設置を開始した。その1年後に先述のグループホームの制度化があり、島根県でも建設が始まる。グループホーム事業開始当初、島根県では4カ所（21名）設置された。うち松江市では1カ所（6名）であった。

その後、地域生活を志向する制度は徐々に増えていく。2000年4月に「知的障害者地域生活援助事業実施要綱」の入居対象者から就労要件が撤廃された。同年7月に「障害児・知的障害者ホームヘルプサービス事業運営要綱」を根拠に、グループホームへのホームヘルパー派遣が可能となった。こうした背景には、どんな障害を持っていても、地域で普通の生活を送りたいという障害者の願いと、各自治体独自の先駆的な取り組みがあったと言える。しかし、2000年当時、松江市ではグループホームにホームヘルパーの派遣はされていない。

2001年4月1日現在の島根県におけるグループホーム設置数は、図 - 1のとおりである。

2003年4月には、支援費制度が導入されるが、その半年前の10月より知的障害者のガイドヘルプ事業が実施された。それにより在宅の重度障害者やグループホームの入居者の社会参加の機会を増やすことが可能となった。また、支援費制度では行政処分としての措置制度から契約制度へと大きく転換し、自分で利用するサービスを選択することが可能となった。それ以前にも、島根県および松江市では見られなかったものの、一部自治体では、グループホームで生活する重度知的障害者が、地域生活を営むための家賃補助や、夜間勤務のための手当を拠出する等、単独事業を開始するところもあった（補助金による上乘せ）。

一方、支援費制度では、グループホームの財政基盤が、補助金の性格を持つ裁量的経費に位置づけられたため、財源の安定という点では課題を残した。

2006年、障害者自立支援法が施行された。不安定であった財政基盤は補助金から義務的経費となり、一定の改善があった。グループホームについての変化を述べれば、障害程度区分認定に基づき、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）に分けられることになった。2006年4月現在のグループホーム数は、図 - 2の通りである。県全体としても、2001年と比較して2.5倍以上の伸びである。

現在の松江市内のグループホームの分布（図 - 3）をみると、多くのグループホームが市街地に開設されている。こうしたことから、就労および日中活動の選択の幅が広がる等、多様な社会資源が利用できる可能性を持つといえる。

このように、グループホームをめぐる制度は年を追うごとに整備され、島根県内でも数は増加しているが、課題も多い。例えば、一住居あたりの利用者数の問題や、小誌の中心テーマである世話人養成・育成のあり方、などである。障害者が地域で生活するための支援のあり方や、制度の充実の方向性については、後の章で詳しく考察したい。

図 - 1 島根県内グループホーム数（2001年4月現在） 島根県障害福祉課の資料を基に植田康弘が作成

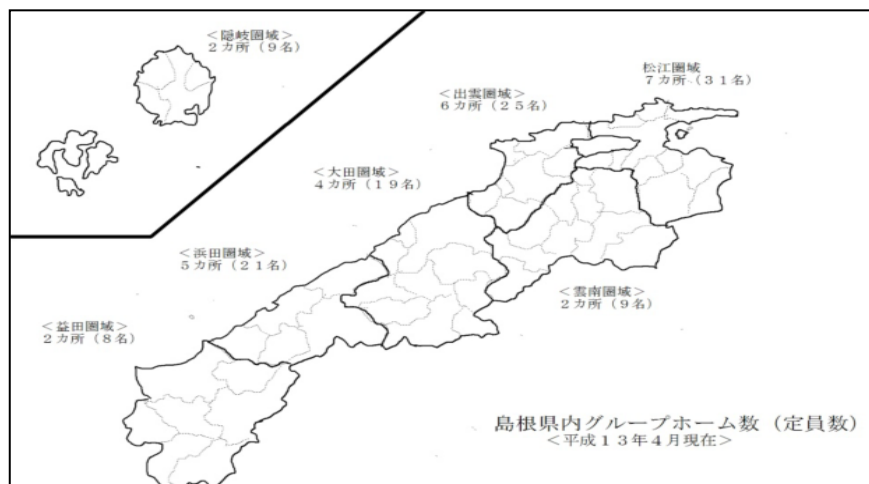
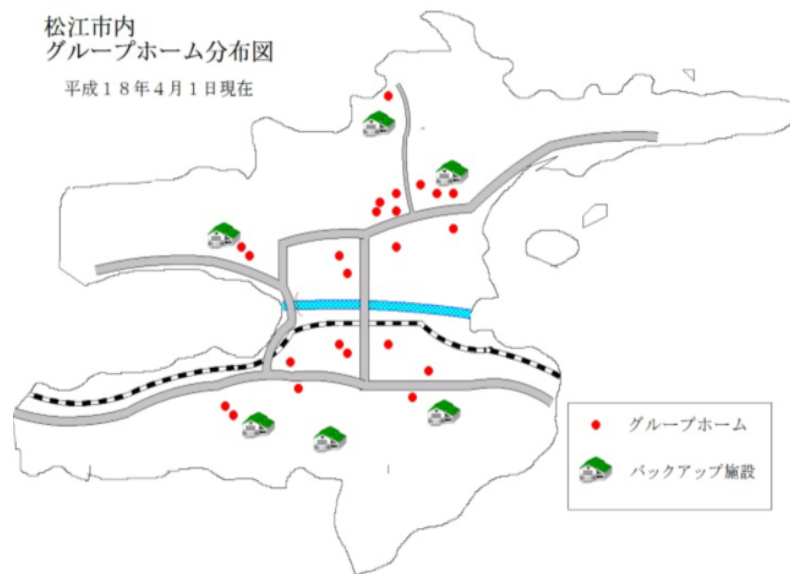


図 - 2 島根県内グループホーム数（2001 年 4 月現在）、島根県障害福祉課の資料を基に植田康弘が作成



図 - 3 植田康弘作成



【参考文献】

- ・厚生省児童家庭局障害福祉課監修『グループホームの設置・運営ハンドブック 精神薄弱者の地域生活援助』（日本児童福祉協会、1989年）
- ・北野誠一ほか編『障害者と地域生活』（中央法規、2002年）

2. 山陰グループホーム・スタッフ研修会ができるまで

(1) グループホームと世話人の役割

グループホームとは、知的障害者が地域で暮らしていくために必要な居住形態の一つである。入所施設のような「集団生活を送る場」ではなく、「入居者の希望する生活を実現する場」である。また、グループホーム内の入居者に対して生活に関するさまざまな支援を行う専任の職員を「世話人」と呼ぶ。

(2) グループホームの世話人同士の出会い

グループホームの世話人となったとき、誰もが持つ不安の一つは、「自分の支援の方法は正しいのだろうか」ということであろう。筆者(山本)もグループホームの世話人となったころは、支援や仕事内容に対して不安や戸惑いを多く抱えていた。

そのような時、他法人のバックアップ施設職員に、グループホームの世話人を紹介してもらった。その方に会ってすぐ、グループホームでの入居者に対しての距離のとり方、支援の方法、不安に思っていること、負担と感じていること等を話し合った。それが、2002年春のことである。

(3) たった二人の世話人からの出発

先の世話人と筆者の二人で話し合いをすすめるうちに、グループホームの入居者にとってよい支援とはどのようなものだろうか、ということを考えるようになった。しかし、それと同時に、自分たちの置かれた環境についても気掛かりがあった。例えば、重度の入居者に対してホームヘルパーの利用が制限されているが自分たち世話人はどのように対応してよいか分からなかった。また、いつなるとき電話がかかってきて駆けつけなければならないか、という不安や負担を感じていることに気づいた。

他の世話人と話してみても、多くの人たちが同じようなことを考えていることが明らかとなった。入居者に対してよい支援をしたいという気持ちはもちろんある。ただ、その前提として、まず支援する私たちが、不安が無く元気で働けること、その上で必要な専門的知識を身につけることが大切と感じるようになったのである。

(4) 山陰グループホーム・スタッフ研修会発足に向けての話し合い

当初は、二人の世話人から始まった話し合いであったが、次に、広く世話人に呼びかけて仲間を作ろうということになった。二人が福祉関係の研修会や講演会に出かけ、そのときに知り合った世話人に声をかけて、人を集めていった。加わった世話人が、また新たな世話人に声をかけるということを繰り返していくうちに、ある程度まとまった仲間の数になった。

そこで、彼・彼女らが集まり、日ごろ抱えている不安や悩みを話し合ったり、支援の方法についての情報交換をしたりという場を定期的に設けるようになった。世話人たちはこの集まりに参加することで、それぞれがエンパワメントされていくことの必要性を

実感した。そこで、この集まりを強固にするためにも、新たな組織を立ち上げようという話が持ち上がった。

(5) 山陰グループホーム・スタッフ研修会発足

2005年、新しい組織を立ち上げ、「山陰グループホーム・スタッフ研修会」と名付けた。目標は大小含めて次の5つに決定した。世話人同士の交流を通じて世話人自身の支援能力の向上を目指す、グループホーム間の情報交換を行い、よりよい支援システムのあり方を会として追究する、国や自治体に対して、現場からの声を届ける、障害者の地域生活に関して各方面の理解を促すため、情報を発信する、これらを通じて、質の高い支援を提供するグループホームを山陰地域に増やす、である。こうした世話人の集まりは、すでに関西や横浜にもあったため、それらを参考にした。

また、同研修会が設立されたことで組織的にも島根大学法文学部福祉社会教室との協力体制がつくられ、小誌の各調査を共同して行うことになった。

3. 知的障害者グループホームをめぐる課題

(1) 世話人が抱える課題

日常生活の中で「その人らしさ」を支援する難しさ

グループホームは、入居者が自分の望む生活スタイルで暮らすことのできる場であり、そこに意義がある。とは言いながら、世話人にとってみれば、生育歴の違う複数の利用者の望む支援を行うという難しさがある。入居者が望む生活スタイルや支援とはいかなるものであるのか、という間にはいくつも答えがあるように思われる。また、利用者ニーズを把握しようとしても、それは利用者からすぐに表出されるのか、自らがアプローチして探し当てなければならないのか、といった判断を求められる。世話人が、利用者個々人の望む「自分らしさ(その人らしさ)」に添って支援しようと考えても、支援のタイミング、支援内容、支援の基準等が明確でなく、手掛かりがつかめないという困難が最初に登場する。

小規模な生活単位であるがゆえの支援の難しさ

個々人の生活を大切にすることとは、小規模なグループホームであるからこそ可能となる。大規模施設のような流れ作業的ケアではない。利用者の側から見れば、より自分の意思を表出しやすい環境にあると言える。しかし、そこで利用者同士および世話人と利用者間の葛藤も生ずる。例えば、一人の利用者は社会的で友人をグループホームに連れてくる。しかし、同居する他の利用者は、そうしたことができずに嫉妬心を持つ。世話人は、こうした場面で、入居者間の人間関係の調整を巧に行うことを求められる。利用者のある行動を「わがまま」「問題行動」と捉えるのか、ホームの人間関係全体の中で修正をはかるのか、といったことが世話人に問われているのだが、適切な判断のためには経験が必要であるし、世話人本人の資質にも関わる。

一人職場の困難さ

多くの世話人は、グループホームの中では、「一人職場」となりがちである。そのため入居者への支援の仕方が我流となったり、必要以上に入居者のプライバシーに立ち入ってしまっていたりしてしまうことがある。自分の判断は正しかったのだろうか、いまの利用者への接し方（親しみの度合い等）で本当によいのだろうか、と自問してみても、答えてくれる人が周囲にいない。また、逆に、仕事の達成感や喜びを共有してくれる仲間も周囲にいないということである。世話人は概して、自らの業務に孤立感を感じている。

支援の専門性

世話人の何人かは、この仕事に就く前に「料理ができる程度でいいから」と声をかけられ世話人業務を始めている。しかし、多くの世話人は利用者と接するにつれ、家事援助のみが自らの仕事の範囲だとは考えなくなる。よりよい支援を実践しようと思えば、コミュニケーションスキルも求められるし、各種の福祉制度の概要も知る必要がある、と世話人は感じる。ホームを家庭のような温かい環境として整備する一方で、福祉専門職としての能力も必要ではないか、と感じる世話人も出てくるのだが、研修の機会も少なく、定型の業務もないので、悩むことになる。

(2) 入居者の現状と課題

「ふつうに暮らす」ことの難しさ

グループホーム入居者に限らず、知的障害者の場合、健常者が日常生活で普通に経験することを経験していないことが多い。グループホームでの生活をみているとそのことがよく分かる。例えば、筆者が、世話人時代に体験した例をあげてみる。ある入居者（視覚障害と知的障害の重複障害。加えてやや歩行困難の方）がグループホームで食器を洗う場面である。

「今までやったことないけん、無理。目が見えんけんてけんわ～（見えないから出来ない）」と最初は言っていた。しかし実際に食器とスポンジを手に持ってもらい、世話人が手を添えながら一緒に洗ってみるとすぐに出来た。そこで力の入れ具合、手で食器を探る方法を伝えると何度か練習をして出来るようになった。本人も驚きの様子で「まったく（チャレンジ）したことがなかったけん（ないから）できん、おもとった（出来ない、と思っていた）」と言った。

このように、失敗する以前に、経験がないため、日常生活のあらゆる経験を一からグループホームで行うことになる。それは、これからの地域生活に向けて貴重な経験だが、知的障害者にとっては、ストレスが生ずることでもある。

日中活動の場で生じるストレス

利用者は、日中生活の場でストレスを抱えて帰ってくることが多い。例えば、世話好きな利用者が、職場に新しく入った障害者の面倒を見たにもかかわらず、職員に注意を

されることがあった。職員の書くノートには、「新しい利用者にはばかり気を取られ、まったく自分の仕事ができいていません。しっかりと本人とも話し合いをして本人も納得しています」と記されていた。しかし、帰宅した利用者は落ち込んでおり、様子がおかしい。世話人が改めてゆっくり話を聞くと原因がはっきりする、というようなことがある。

日中活動や就労は地域生活を営んでいくために重要なことだが、利用者からすれば、多大なストレスを抱える元にもなっている。

多くの余暇時間と適度な行動の難しさ

グループホームで生活するということは、自分で自由になる余暇の時間が多くあるとすることである。そこで適切な人間関係を築いたり、収入に応じて金銭管理を行ったり、仕事とのバランスをとったりすることも、利用者にとっては容易でないことが多い。例えば、ある利用者は、非常に活発に外出し、休日は他のグループホームの仲間たちと映画を見たり、地域で行われている催しに参加したりしている。そこで、恋人ができ、常に恋人と一緒にいたいと思うようになった。それまでは、同居者とのトラブルも無く、仲良く生活を送っていたが、グループホームの電話を独り占めしたり、恋人を思うあまり携帯電話の利用上限を超過したりするようになった。余暇は人間にとって非常に重要であるが、地域生活を始めたばかりの利用者にとっては適切な度合いの行動が分からないこともある。

(3) バックアップ施設をめぐる課題

バックアップの体制の現状

グループホームで利用者が地域生活を送るに当たって、その支援をする世話人だけでは解決できないことや世話人の負担を軽減するために、バックアップ施設からの支援が必要となる。世話人とバックアップ施設の役割分担としての一例が次頁の表の通りである。役割分担については、必ずしも明確な線引きができるわけではないので、一応の目安である。

施設業務との両立

グループホームへの支援は多くの場合、施設におかれたバックアップ担当者、あるいは中間管理者が担っている。彼らは、普段は通常の施設運営・ケア業務を担っている。そのため、グループホームへの支援に時間と労力の全てを割いているわけではないので、世話人への支援や利用者への目配りが不十分になってしまうという点がある。また、バックアップ業務の内容が確立されておらず、支援内容が個人の能力と意欲に左右されているという課題もある。

事 項	バックアップ 施設	世話人
グループホーム支援費会計事務		
国民健康保険への加入更新等行政手続		
年金証書などの各種証書の保管・管理		
入居者の預貯金の出納事務		
食事の提供（含む弁当） 食材・生活用品の購入		
通院の同伴・指示・職場への連絡		
入院への対応・家族への連絡		
入居者同士の間関係の調整		
その他人間関係の調整		
余暇・娯楽・教養		
地域住民との交流		
住居内外の環境美化（入居者との協力により）		
夜間の防災管理、緊急時の連絡(セム等機械警備含む)		
防災の安全配慮		
事故・天災等の被災後の援護		
職場との調整		
失業時の職場探し		
研修の実施		

植田康弘作成

利用者の全ての生活場面に対応できない

グループホームの利用者は、多様な生活場面で様々な困難を抱える。しかし、バックアップ施設の運営形態や人員によって、支援できる内容に限界がある。例えば、バックアップ施設が通所型の施設の場合、夜間支援や休日に緊急な支援が必要になった時の連絡や支援体制が十分に確保できないという課題がある。また、医療的ケアが必要な場合、対応できる施設と十分でない施設もある。その他、施設が郊外にあり、町内会や地域ボランティアなどとの調整を経験したことがないところと、そうでない施設では支援内容に差が生じる。

バックアップ施設の体制や意識のあり方次第で、グループホーム利用者が接することのできる福祉資源に大きな違いが出てくると思われる。そうした施設間の差を解消するためには、 章でみるような、地域生活支援センターが機能する必要があるかもしれない。